

答 申 書
(答 申 第 373 号)
令和5年(2023年)10月27日

1 審査会の結論

北海道知事が、令和4年1月25日付け留建行第775号で行った公文書一部開示決定処分は、取り消すべきである。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙2のとおり(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「令和3年7月12日に入札された道道名寄遠別線特定交付金(宇遠別トンネル)工事に関する公文書のうち、総合評価一般競争入札結果一覧表などを一式」である。

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、「総合評価一般競争入札結果一覧表」及び「令和3年7月12日入札 道道名寄遠別線特定交付金(宇遠別トンネル)工事標準型総合評価落札方式審査結果(各社の提案項目、評価の比較表、技術提案内容、評価)」を対象公文書(以下「本件公文書」という。)として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。ただし、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第34号。以下「整備条例」という。)第1条の規定による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)又は同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)に該当するとして、令和4年1月22日付け留建行第775号で公文書一部開示決定処分(以下「本件処分」といい、本件処分により非開示とされた部分を以下「本件非開示部分」という。)を行った。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人は、本件処分は違法な処分であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件処分に係る公文書一部開示決定通知書(以下「本件通知書」という。)の別紙の表には、非開示内容が記載されているが、「非開示該当条項(北海道情報公開条例)」の欄においては「第10条第1項第2号」と「第10条第1項第6号」という文言が分別もなく記載されており、どの非開示内容がどの非開示該当条項に該当したのか認知することができない。

本件処分は、請求人にとって、本件公文書中のどのような情報がどのような理由によって非開示となるのかを十分に了知できないため、審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、旧条例第15条第1項の趣旨及び北海道行政手続条例(平成7年北海道条例第19号。)第8条第1項に照らし、違法であるので、非開示情報該当性について検討するまでもなく、取り消すべきである。

(イ) 実施機関は、令和4年5月25日付け弁明書(以下「弁明書」という。)のほか、令和4年6月10日付けで再弁明書(以下「再弁明書」という。)を、令和4年8月22日付けで再々弁明書(以下「再々弁明書」という。)を請求人に送付しているが、再々弁明書には、弁明書及び再弁

明書における弁明内容についての記載がなく、これまでの弁明内容を取り消して弁明されたのか、弁明内容を保持したまま弁明されたのかについて、整理して記載されていない。

(ウ) 「1社ごとの提案数の合計」について、本件通知書の別紙の表に非開示内容として記載されていないにもかかわらず、交付された公文書の写しでは非開示とされており、不当な処分である。

イ 実施機関は、本件処分の妥当性について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件公文書に非開示情報が記録されており、その根拠となる非開示該当条項が複数あることから、本件通知書の別紙の表のとおり記載し、その理由を表外に記載したものであり、そのことが違法であるとは考えていない。

しかしながら、非開示内容が、それぞれどの非開示該当条項に該当したのか、その根拠とともに了知できるよう、別紙2の3のうち、令和4年8月22日付け再々弁明書(抜粋)のとおり弁明する。

(イ) 非開示とした理由に係る実施機関としての最終的な考え方は、再々弁明書で弁明したとおりである。

(ウ) 「1社ごとの提案数の合計」は、本件非開示部分である各「提案書番号」欄を合計したものであり、非開示とした理由は「提案書番号」における非開示該当条項に含まれると考えていることから、不当な処分ではない。

ウ 前記ア及びイの主張を受け、当審査会において、本件通知書、弁明書、再弁明書及び再々弁明書を確認したところ、以下のとおりであることが認められた。

(ア) 本件通知書の別紙には、「開示しない部分の概要及びその理由」として、別紙1の1の(2)に掲げる本件公文書について、それぞれ「項目」、「一部開示」、「非開示」、「非開示内容」及び「非開示該当条項(北海道情報公開条例)」に係る情報を整理した表が記載されている。

そして、同表のうち、「非開示該当条項(北海道情報公開条例)」欄には、別紙1の1の(2)のアないしトに掲げる本件公文書については、同一の枠内で「第10条第1項第2号 第10条第1項第6号」と非開示該当条項が併記されており、また、別紙1の1の(2)のナに掲げる本件公文書については「第10条第1項第6号」と記載されている。

また、表の欄外には、「(開示しない部分の理由)」として「北海道情報公開条例第10条第1項第2号に該当 入札参加者の提案内容を開示することにより、企業ノウハウ等が流出し入札参加者が不利になるおそれがあり、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものであるため」及び「北海道情報公開条例第10条第1項第6号に該当 道が実施した総合評価一般競争入札における評価基準が類推できる情報であり、開示することにより、当該入札における詳細の評価視点等が公表されることになり、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」であるためとの記載が認められる。

(イ) 弁明書及び再弁明書には、各本件非開示部分を非開示とした理由について、それぞれ2号情報該当性及び6号情報該当性の双方に係る弁明が記載されている。

一方、再々弁明書における各本件非開示部分を非開示とした理由については、弁明書及び再弁明書に記載されている理由説明からより具体的な内容となっていないものの、2号情報又は6号情報のうち、いずれか一方のみに係る理由しか説明されておらず、記載されていない非開示該当条項については、非開示とした理由について説明がなされていない。

(ウ) 本件非開示部分のうち、「提案書番号」と特定されている非開示部分については、別紙1の1の(2)のアないしコに掲げる本件公文書において、「提案書番号」と記載された欄の下に、各入札参加者が提出した技術提案書に対して、実施機関が付番した「①-1-A」ないし「⑥-2-L」との提案書番号が記載されており、当該非開示部分は、その直下に記載されている非開示内容を指すものである。

そして、当審査会において、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号。ただし、整備条例第1条の規定による改正前のもの。以下「旧審査会条例」という。）第7条第1項の規定に基づき本件非開示部分を見分し、また、実施機関に説明を求めたところ、当該非開示部分は、各入札参加者が、提出した技術提案書において、どのような提案をどのような順番で記載したかを表す数字が記載されていることが確認された。

エ 理由付記については、旧条例第15条第1項において、開示をしないことと決定したときはその理由を記載して開示請求者に通知しなければならないこととされており、その理由とは、一部開示の決定をした公文書に係る旧条例第10条第1項又は第2項の該当号及びその具体的な理由をいうとしている。

旧条例第15条第1項が理由付記を求める趣旨は、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあると考えられ、単に非開示の根拠規定を示すだけではなく、旧条例第10条第1項又は第2項各号所定の非開示事由のどれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならないとされている（最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決参照）。

これを本件処分についてみると、本件非開示部分のうち、複数の非開示部分に対して複数の非開示理由が提示されているが、実施機関が行った審理手続中での弁明や当審査会に対する理由説明の中では、非開示部分に対して提示された複数の非開示理由について、その全てに該当すると判断した具体的な説明がなされなかったことから、当審査会は、本件処分における理由付記の妥当性に疑義があるとして、旧審査会条例第7条第4項に基づき、以下のとおり調査を行い、また、資料の提出を求めた。

(ア) 前記のとおり、本件処分における非開示理由の一部が不明確であるとして、令和4年12月19日付けで、実施機関に対し、非開示とされた理由が明確にされていない非開示部分について、具体的な非開示理由の説明を求める調査を行った。

これに対し、実施機関からは、請求人からの反論を踏まえて改めて各非開示部分に係る非開示理由を検討した結果、再々弁明書において弁明したとおり、非開示該当条項をより明確に区分した理由説明となったものであり、全ての非開示部分が提示された複数の非開示理由の全てに該当するものではないこと、さらに、非開示情報の該当性について、より具体的な説明が行われた。

(イ) これを受け、当審査会は、実施機関が主張する各非開示部分に係る非開示該当条項及びその理由について、改めて明確にする必要があると判断した。

また、「提案書番号」と特定されている本件非開示部分について、当該非開示部分を見分した結果、前記ウ(ウ)のとおりであることが確認されたが、単に「提案書番号」という表現をしたのみでは、非開示とされている情報の内容を正確に示す表現であるとはいいがたく、特定の仕方が不十分ではないかとの疑義が生じたことから、当該非開示部分について、特定内容に係る実施機関の考え方を確認することとし、これら2点について説明する資料の提出を求めた。

これに対し、令和5年2月1日付けで実施機関から資料が提出され、以下のとおりであることを確認した。

- a 各非開示部分に係る非開示理由について、実施機関の最終的な主張は別紙3のとおりである。
- b 本件処分において「提案書番号」と特定していた本件非開示部分について、「技術提案書に記載されている提案仕切り枠毎の技術提案番号及び提案数」と修正する。

(ウ) 上記(イ)で提出された資料の写しを請求人に送付したところ、請求人からは、令和5年2月24日付けで意見書が提出された。

当該意見書の中で、請求人から、別紙1の1の(2)のサないしトに掲げる本件公文書において、

「加算点」と記載された欄の下に位置し、その左側には「減点」又は「再計」と記載された非開示部分について、非開示項目として記載されておらず、その非開示内容及び非開示該当条項に該当する理由が不明である旨の主張があったことから、令和5年3月10日付けで実施機関に説明を求める調査を行ったところ、当該非開示部分は「加算点（減点及び再計欄を含む。）」として特定された非開示部分の一部であるとみなして非開示としたものであり、その非開示内容、非開示該当条項及びその具体的な理由は、別紙3の表中、対象公文書1の(2)のサ～ツにおける非開示部分である「加算点、有効ポイント、審査結果、提案書の評価（ポイント）、評価した提案数、提案係数、有効ポイント（ポイント×提案係数）、欄外上部の記述（満ポイントの表記）、欄外下部の記述（提案係数、凡例）」と同一のものであるとのことであった。

オ 当審査会において、前記エのとおり調査を実施し、また、提出された資料を確認した結果、本件非開示部分は複数の非開示情報で構成されたものであり、これらはそれぞれ異なる非開示該当条項及び非開示理由により非開示情報に該当すると判断されたものであることが確認された。

これを踏まえると、本件処分における理由付記は、前記ウ(ア)のとおり、非開示部分のうちいずれの部分がいずれの非開示理由に該当するのか明確に示されておらず、前記エで述べた理由の提示の趣旨を踏まえると、本件処分は理由の提示の要件を欠くものであるといわざるを得ない。

また、本件非開示部分に係る特定についても、前記エ(イ)のとおり、非開示内容を正確に示す表現とはいえない箇所が認められ、これを修正したものである。

当審査会においては、調査及び資料提出要求により、本件非開示部分に係る非開示理由を整理し、また、特定内容を修正した上で、請求人にも反論の機会を与え、改めて双方の主張を確認したところであるが、提示された非開示理由等は、結果的に、実施機関が本件処分において当初提示した非開示内容及び非開示理由から乖離するものとなっており、その程度を鑑みるに、なお本件処分における瑕疵が遡って治癒されたとはいいがたいと判断する。

以上のとおり、本件処分は取り消されるべきである。

(4) 本件非開示部分の妥当性について

前記(3)のとおり、本件処分は取り消すべきものである。しかしながら、審査会による調査の結果、実施機関からはより個別具体的な非開示理由が示されたところであり、また、これに対し、請求人も反論を行っている。審査請求書、反論書や意見書における請求人の主張を勘案すると、請求人は本件処分における手続き上の瑕疵のみではなく、本件非開示部分における非開示情報の該当性についても争点としており、非開示部分の開示を求めていることから、本件非開示部分の妥当性についても検討することとし、実施機関が再決定を行う際の留意事項として、以下のとおり審査会の判断を詳述する。

ア 部分開示について

(ア) 旧条例第10条第3項は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、同条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない旨を定めている。

そして、「容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度」とは、公文書から非開示情報とそれ以外の情報とを分離することが、当該公文書の状態、非開示情報が記録されている部分以外の部分について公文書の開示をするための複写物の作成に要する時間、経費等の各面から判断して容易に可能であり、かつ、当該公文書の非開示情報が記録されている部分を除いた部分について公文書を開示することにより、請求の趣旨を一部でも達成充足することができる程度をいうとされている。

(イ) 請求人は、後記イ(イ)のとおり、2号情報に該当することを理由に非開示とされた一部の非開示部分については、非開示とされることに異議はないとしているが、その場合は、その他の

非開示部分は非開示情報に該当しないことから、一部開示を行うよう主張する。

- (ウ) 当審査会において本件公文書を見分したところ、請求人が非開示とされることに異議はないとしている非開示部分とその他の非開示部分については、分離することが困難であるとは認められず、また、これを開示することにより、請求の趣旨が全く達成充足されないということとはできない。

したがって、本件非開示部分のうち、非開示情報に該当しない部分については、可能な限り分離して開示することが妥当であると判断し、これを前提として、以下、各非開示情報の該当性について検討する。

イ 2号情報の該当性について

- (ア) 旧条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、「競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」とは、次のような情報をいうとしている。

- a 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの
- b 経理、労務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人又は事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの
- c 法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

- (イ) 当審査会において、本件公文書を見分したところ、別紙1の1の(2)のアないしコに掲げる公文書については、それらの各公文書にある記載事項の一部である①提案内容、②技術提案書に記載されている提案仕切り枠（注：入札参加者が提出する当該技術提案書においては、技術提案は評価項目（例えば、覆工（※掘削工事などにおいて、GL（地盤面）の高さに造る仮設の床）コンクリートの品質向上に関する事項）毎に最大3提案まで又は最大2提案までとされているが、それに応じて複数の提案を行う場合には技術提案書に仕切り線を入れることとされており、当該仕切り線により仕切られた枠を指す。）毎の技術提案番号及び提案数（以下「技術提案番号等」という。）及び③備考欄が、別紙1の1の(2)のサないしツに掲げる公文書については、④技術提案（提案内容、施工範囲、期待される効果、標準案）が、また、別紙1の1の(2)のテ及びトに掲げる公文書については、⑤技術提案（提案内容、実施時期、期待される効果）が、いずれも2号情報に該当するとして非開示とされている。

請求人は、これらのうち、①提案内容、③備考欄、④技術提案（提案内容、施工範囲、期待される効果、標準案）及び⑤技術提案（提案内容、実施時期、期待される効果）については、各入札参加者独自の創意工夫や工事施工上のノウハウに係るものであり、これを開示することにより、他の同種工事の入札において、競合他社等が当該部分の記載内容を模倣した技術提案を行うことが可能となるため、落札者の競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあると考え、2号情報に該当することを理由に非開示とされることに異議はないとしていることから、②技術提案番号等を開示した場合に、同号後段の「当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる」か否かについて、以下検討する。

- (ウ) 請求人は、実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした②技術提案番号等について、

評価の視点や評価結果が明らかになることで、一定程度、各入札参加者の強みがあることは判るが、それをもって特許ないしそれに準じるような独自の企業ノウハウであると個別具体的な指摘ができるほどの内容ではなく、法的保護に値するほどの蓋然性は認められないと主張する。

(エ) 実施機関は、2号情報に該当するとして非開示とした②技術提案番号等について、非開示としている提案内容のうち、各入札参加者がどれを提案書に記載したのか判明する可能性のある数値が記載されているものであり、この項目を開示することにより、今回の入札に当たって、各入札参加者がどの技術分野に強みがあり、競争において優位性を持つかといった企業ノウハウ等が流出することとなり、入札参加者が不利になるおそれがあることから、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められると主張する。

(オ) 以下、実施機関が②技術提案番号等を2号情報に該当するとして非開示としたことの妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

当該非開示部分には、本件開示請求の対象である道道名寄遠別線特定交付金（宇遠別トンネル）工事（以下「本件工事」という。）に係る総合評価落札方式による入札において、当該入札に際し作成された「標準型総合評価落札方式実施要領 工事名 道道名寄遠別線特定交付金（宇遠別トンネル）工事」（以下「実施要領」という。）に規定された各評価項目に対する提案内容のうち、各入札参加者がどの提案内容をどの順番に記載したかを示す数字が記載されていることが認められる。

この点、実施機関は、当該情報を明らかにすると、各入札参加者がどの技術分野に強みをもつかが明らかになり、企業ノウハウ等が流出するおそれがあると主張する。

しかしながら、具体的な提案内容については、前記(イ)のとおり、本件諮問事案の争点となっておらず、非開示とすることが妥当であると判断される場所である。

これらの具体的な提案内容が開示されない以上は、技術提案を行った事実及びその順番を示す数字のみを開示したとしても、企業ノウハウに該当する情報を類推することは困難であり、実施機関の主張するおそれについて蓋然性を認めることはできないことから、当該非開示部分については、開示することが妥当であると判断する。

ウ 6号情報の該当性について

(ア) 旧条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうとしている。

(イ) 当審査会において、本件公文書を見分したところ、別紙1の1の(2)のアないしコに掲げる公文書においては⑥評価及び⑦提案社数が、別紙1の1の(2)のサないしツに掲げる公文書においては⑧採用／不採用、⑨加算点（減点及び再計欄を含む。以下同じ。）、⑩有効ポイント、⑪審査結果、⑫提案書の評価（ポイント）、⑬評価した提案数、⑭提案係数、⑮有効ポイント（ポイント×提案係数）、⑯欄外上部の記述（満ポイントの表記）、⑰欄外下部の記述（提案係数）及び⑱欄外下部の記述（凡例）が、別紙1の1の(2)のテ及びトに掲げる公文書においては⑧採用／不採用、⑨加算点、⑪審査結果、⑬評価した提案数、⑱欄外下部の記述（凡例）及び⑲欄外下部の記述（判定）が、別紙1の1の(2)のナに掲げる公文書においては⑳得点が6号情報に

該当するとして非開示とされている。

(ウ) 請求人は、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした各部分について、概ね次のとおり主張する。

a ⑥評価について

「評価基準や評価の視点」は実施要領に記載してあることから、非開示とする理由がない。
また、評価点が得られる具体的な手法や施工方法は、提案内容が開示されて初めて類推できる。

b ⑦提案社数について

開示することで、同内容を提案する入札参加者の多寡は判明するが、それをもって道が評価する工法等が了知されることにはならず、また、評価の視点や評価結果を開示しても、提案内容が非開示である限り、道が評価する工法等や当該入札における詳細な評価視点が了知されるとはいえない。

c ⑧採用／不採用について

単に「採用」もしくは「不採用」と記載してあるものであれば、その文言の記載で評価基準が類推できるものではない。

d ⑨加算点、⑩有効ポイント、⑫提案書の評価（ポイント）、⑬評価した提案数、⑭提案係数及び⑮有効ポイント（ポイント×提案係数）について

加算点は、複雑な算出過程を経て算出されていることが推測されるが、評価の透明性を証明するために、計算過程に係る非開示部分を示すべきである。

e ⑪審査結果について

技術提案が開示されていない場合、審査結果及び審査の視点だけでは、高い評価が得られる具体的な手法や施工方法は類推できない。

f ⑯欄外上部の記述（満ポイントの表記）、⑰欄外下部の記述（提案係数）について

加算点を算出する計算過程を証明するために必要な項目であるならば、開示すべきである。

g ⑱欄外下部の記述（凡例）について

「凡例」及び「凡例要素」の表記があるならば、少なくとも前者の文字列部分は非開示とする理由はない。

h ⑳得点について

既に公開されている情報を当て込むことによって非開示部分を明らかにすることが可能であることから、全て開示すべきである。

(エ) 実施機関は、6号情報に該当するとして非開示とした各部分について、概ね次のとおり主張する。

a ⑥評価について

道が実施した総合評価一般競争入札における評価基準や評価の視点が類推できる情報であり、総合評価の審査において、評価点が得られる具体的な手法や施工方法といった評価項目を明らかにすれば、当該評価項目に沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、今後行われる当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

b ⑦提案社数について

提案内容を提案書に記載した入札参加者数が判明する可能性のある数値が記載されており、この項目を開示することにより、⑥評価と同様、道が評価する工法等、当該入札における詳細な評価の視点等が了知されることとなり、これに沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、今後行われる当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

c ⑧採用／不採用について

提案内容の採否を記載するものであるが、これを開示することにより、どのような記述であれば道が加点評価を行うのか等、評価基準が類推できるものである。

この項目を開示することにより、道が評価する工法等、当該入札における詳細な評価の視点等が了知されることとなり、これに沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、今後行われる当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

- d ⑨加算点、⑩有効ポイント、⑪審査結果、⑫提案書の評価(ポイント)、⑬評価した提案数、⑭提案係数、⑮有効ポイント(ポイント×提案係数)、⑯欄外上部の記述(満ポイントの表記)、⑰欄外下部の記述(提案係数)、⑱欄外下部の記述(凡例)及び⑲欄外下部の記述(判定)について

入札における公正性・透明性の確保の観点から、道が実施した総合評価一般競争入札における技術評価点の合計は公表しているが、この項目はその基礎となる内訳や道が落札者を決定する際に重視する点が類推できる情報である。

この項目を開示することにより、既に公表されている情報と合わせ、道が評価する工法等、当該入札における詳細な評価の視点等、道の評価基準を類推できることとなり、これに沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、今後行われる当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

- e ⑳得点について

技術提案の評価項目ごとに、各入札参加者の獲得した得点を明示しているものであり、どの項目がどのような評価であったか等、道の実施する入札における落札者を決定するための評価基準や評価の視点を類推できるものである。

総合評価の審査において、評価点が得られる具体的な手法や施工方法といった評価項目を明らかにすれば、当該評価項目に沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

- (f) 以下、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした各部分に係る処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

- a ⑥評価及び⑪審査結果について

当該非開示部分には、本件工事に係る入札において技術提案に対する評価又は審査(以下「評価等」という。)を行う際の評価基準となる項目名、評価基準ごとに設定されているポイント数及び各提案内容に対して評価基準ごとにどのように評価等を行ったかを示す結果が記載されていることが認められる。

- (a) このうち、評価基準となる項目名については、実施要領に評価基準として明記されており、開示請求がなされた場合、実施要領自体は開示されていることが確認された。

よって、当該非開示部分についても、非開示とすることに理由はないと判断する。

- (b) また、各提案内容に対する評価基準ごとの評価等の結果については、実施機関が、各提案に対してどのような評価を行ったかという評価等の視点が類推できるものではあるものの、具体的な提案内容が開示されない以上、その評価等がどのような提案内容に対し行われたものであるかを具体的に把握することは困難であると考えられる。この場合において、実施機関が主張する、特定の手法や施工方法に偏重した提案がなされ、今後の同種の入札事務の適正な運用に支障を及ぼすおそれについて、その蓋然性を認めることはできないことから、当該非開示部分については開示することが妥当であると判断する。

- (c) 一方、評価基準ごとに設定されているポイント数については、各評価基準により得られる点数の偏りの有無が類推できる情報であり、これを開示することによって、各入札参加

者がより高い点数を得るためにはどのように技術提案を行うべきか明らかになると認められ、今後の同種の入札事務の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関が当該非開示部分を非開示としたことは妥当であると判断する。

b ⑦提案社数について

当該非開示部分には、各提案内容に対し、入札参加者のうち何社が当該提案を行ったかを示す合計値が記載されていることが認められる。

これについては、前記イ(ウ)で開示することが妥当であると判断した②技術提案番号等から明らかとなる情報であることから、当該非開示部分についても、開示することが妥当であると判断する。

c ⑧採用／不採用について

当該非開示部分には、各入札参加者が行った技術提案に対し、実施機関が当該提案を採用するか否かを判断した結果が記載されていることが認められる。これについても、前記 a(b)と同様の理由により、開示することが妥当であると判断する。

d ⑨加算点及び⑩得点について

当該非開示部分には、各入札参加者の技術提案について、評価等の結果得られた点数が記載されていることが認められる。

これらについては、既に開示されている本件工事に係る「総合評価一般競争入札結果一覧表」から明らかにすることができる情報であることから、当該非開示部分についても、非開示とすることに理由はないと判断する。

e ⑩有効ポイント、⑫提案書の評価（ポイント）、⑭提案係数、⑮有効ポイント（ポイント×提案係数）、⑯欄外上部の記述（満ポイントの表記）、⑰欄外下部の記述（提案係数）及び⑱欄外下部の記述（判定）について

当該非開示部分には、評価された提案数や評価基準ごとに設定されているポイント数から点数を算出するための情報が記載されていることが認められる。

(a) これらの情報は、評価された提案数や各評価基準により得られる点数の偏りの有無が類推できる情報であり、これを開示することによって、各入札参加者がより高い点数を得るためにはどのように技術提案を行うべきか明らかになると認められ、今後の同種の入札事務の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関が当該非開示部分を非開示としたことは妥当であると判断する。

(b) ただし、⑯欄外上部の記述（満ポイントの表記）、⑰欄外下部の記述（提案係数）及び⑱欄外下部の記述（判定）のうち、実際に点数の算出に影響する数値部分を除いた、項目名や点数を算出するための条件付けに該当する部分については、非開示とすることに理由はないことから、開示することが妥当であると判断する。

f ⑬評価した提案数について

当該非開示部分には、各入札参加者が行った技術提案について、評価等を行った結果、評価基準ごとにいくつの提案が評価されたかを示す合計値が記載されていることが認められる。

これについては、前記 a(b)で開示することが妥当であると判断した⑥評価及び⑪審査結果から明らかとなる情報であることから、当該非開示部分についても、開示することが妥当であると判断する。

g ⑲欄外下部の記述（凡例）について

当該非開示部分には、各入札参加者が行った技術提案に対する審査の結果に応じ、特定の色で着色することを定義づける記載が認められる。

これについては、前記 a(b)及びcで開示することが妥当であると判断した⑧採用／不採用及び⑪審査結果から明らかとなる情報であり、また、これを開示した場合であっても、実施機関が主張する、特定の手法や施工方法に偏重した提案がなされ、今後の同種の入札事務の

適正な運用に支障を及ぼすおそれについて、その蓋然性を認めることはできないことから、当該非開示部分については開示することが妥当であると判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、令和4年11月25日付けで提出した意見書の中で、本件公文書には各技術提案に対する発注者の採点方法に係る記載があり、この記載内容は「①発注者が各技術提案の評価に当たってどのような採点の仕方をしているか」「②発注者が各技術提案に記載されたどの工夫に着目して評価しているか」「③小項目毎の技術加算点」「④小計した技術加算点」「⑤合計した技術加算点」の5つの要素に分類できると主張する。

しかしながら、当審査会において本件公文書を見分し、また、実施機関に説明を求めたところ、本件非開示部分には、請求人が想定する前記③及び⑤に該当する情報は含まれていないことが確認されたことから、この旨を申し添える。

イ 請求人のその他の主張のうち前記アで述べたもの以外の主張については、本件処分における条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年9月28日	○ 諮問書の受理（諮問番号681） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧再弁明書の写し、⑨反論書の写し、⑩再々弁明書の写し、⑪反論書の写し、⑫対象公文書の写し）の提出
令和4年10月11日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和4年12月6日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和4年12月19日	○ 実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第4項の規定に基づき、調査を実施
令和5年1月24日 （第一部会）	○ 審議
令和5年1月30日	○ 実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第4項の規定に基づき、資料の提出を依頼
令和5年3月10日	○ 実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第4項の規定に基づき、調査を実施
令和5年3月22日 （第一部会）	○ 審議
令和5年4月25日 （第一部会）	○ 審議
令和5年7月26日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和5年10月20日 （第117回全体会）	○ 答申案審議
令和5年10月27日	○ 答申

別紙 1

1 本件公文書

(1) 総合評価一般競争入札結果一覧表

(2) 令和3年7月12日入札 道道名寄遠別線特定交付金（宇遠別トンネル）工事 標準型総合評価落札方式審査結果

ア 各社の提案項目と評価の比較表（①覆工コンクリートの品質向上に関する事項－①－1 品質の向上に関する提案（材料））

イ 各社の提案項目と評価の比較表（①覆工コンクリートの品質向上に関する事項－①－2 品質の向上に関する提案（打設））

ウ 各社の提案項目と評価の比較表（①覆工コンクリートの品質向上に関する事項－①－3 品質の向上に関する提案（養生））

エ 各社の提案項目と評価の比較表（②トンネルの地山性状の把握に関する事項－②切羽前方の地山性状の把握に関する提案）

オ 各社の提案項目と評価の比較表（③生産性の向上に関する事項－③省力化・効率化の取り組みに関する提案）

カ 各社の提案項目と評価の比較表（④安全・環境対策に関する事項－④－1 トンネル内の安全な施工・労働環境の改善に関する提案）

キ 各社の提案項目と評価の比較表（④安全・環境対策に関する事項－④－2 現場周辺環境への配慮に関する提案）

ク 各社の提案項目と評価の比較表（⑤交通の安全確保に関する事項－⑤交通の安全対策に関する提案）

ケ 各社の提案項目と評価の比較表（⑥地域精通度・地域貢献度に関する事項－⑥－1 地域の企業や技術者等の活用計画に関する提案）

コ 各社の提案項目と評価の比較表（⑥地域精通度・地域貢献度に関する事項－⑥－2 建設業の技術力を活かした地域への守り手としての社会貢献活動の計画に関する提案）

サ 評価項目①－1 覆工コンクリートの品質向上に関する事項 品質向上に関する提案（材料）

（提案書番号①－1－A～①－1－L）

シ 評価項目①－2 覆工コンクリートの品質向上に関する事項 品質向上に関する提案（打設）

（提案書番号①－2－A～①－2－L）

ス 評価項目①－3 覆工コンクリートの品質向上に関する事項 品質向上に関する提案（養生）

（提案書番号①－3－A～①－3－L）

セ 評価項目② トンネルの地山性状の把握に関する事項 切羽前方の地山性状の把握に関する提案

（提案書番号②－A～②－L）

ソ 評価項目③ 生産性の向上に関する事項 省力化・効率化の取り組みに関する提案

（提案書番号③－A～③－L）

タ 評価項目④－1 安全・環境対策に関する事項 トンネル内の安全な施工・労働環境の改善に関する提案

（提案書番号④－1－A～④－1－L）

チ 評価項目④－2 安全・環境対策に関する事項 現場周辺環境への配慮に関する提案

(提案書番号④-2-A~④-2-L)

ツ 評価項目⑤ 交通の安全確保に関する事項 交通の安全対策に関する提案

(提案書番号⑤-A~⑤-L)

テ 評価項目⑥-1 地域精通度・地域貢献度に関する事項 地域の企業や技術者等の活用計画に関する提案

(提案書番号⑥-1-A~⑥-1-L)

ト 評価項目⑥-2 地域精通度・地域貢献度に関する事項 建設業の技術力を活かした地域への守り手としての社会貢献活動の計画に関する提案

(提案書番号⑥-2-A~⑥-2-L)

ナ 得点表

2 本件非開示部分及び開示すべき部分

対象 公文書	本件非開示部分	開示すべき部分	答申本文に おける番号
1の(2) のア～コ	提案内容	なし	①
	評価	次の非開示部分を除いた部分 ・評価基準ごとに設定されているポイント数	⑥
	技術提案書に記載されている提案仕切り枠毎の技術提案番号及び提案数	全て	②
	提案社数	全て	⑦
	備考欄	なし	③
1の(2) のサ～ツ	技術提案（提案内容、施工範囲、期待される効果、標準案）	なし	④
	採用／不採用	全て	⑧
	加算点（減点及び再計欄を含む。）	全て	⑨
	有効ポイント	なし	⑩
	審査結果	次の非開示部分を除いた部分 ・評価基準ごとに設定されているポイント数	⑪
	提案書の評価（ポイント）	なし	⑫
	評価した提案数	全て	⑬
	提案係数	なし	⑭
	有効ポイント（ポイント×提案係数）	なし	⑮
	欄外上部の記述（満ポイントの表記）	次の非開示部分を除いた部分 ・ポイント数を示した部分	⑯
	欄外下部の記述（提案係数）	次の非開示部分を除いた部分 ・提案係数を数字で示した部分	⑰
欄外下部の記述（凡例）	全て	⑱	
1の(2) のテ、ト	技術提案（提案内容、実施時期、期待される効果）	なし	⑤
	採用／不採用	全て	⑧
	加算点（減点及び再計欄を含む。）	全て	⑨
	審査結果	全て	⑪
	評価した提案数	全て	⑬
	欄外下部の記述（判定）	次の非開示部分を除いた部分 ・判定結果を数字で示した部分	⑲
	欄外下部の記述（凡例）	全て	⑱
1の(2) のナ	得点	全て	⑳

別紙 3

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第 10 条第 1 項第 2 号	条例第 10 条第 1 項第 6 号
1 の (2) の ア～コ	提案内容	<p>総合評価落札方式における落札者の決定の際の公表については、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 9 条に規定されている「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）で「発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること」等取扱に留意すると示されており、このことは、審査、契約が終わった後においても同様であり、技術提案書は企業の知的財産であり、入札に参加した各企業がそれぞれ、今まで蓄積してきた経験や知見、技術力を駆使して施工上の諸課題に関し具体的な施工方法を提案する事業者独自のノウハウにあたるものとする。</p> <p>このため、こうした情報を公にすると以後の同種の入札において、競合他社等が容易に当該内容を模倣した技術提案を行うことが可能となり、技術提案を行った入札参加者の競争上の地位を害するおそれがあるものとする。</p> <p>以上のことから当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められ、北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、非開示とした。</p>	(該当なし)

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第10条第1項第2号	条例第10条第1項第6号
1の (2)の ア～コ	評価	(該当なし)	<p>この項目は、道が実施した総合評価一般競争入札における評価基準や評価の視点が類推できる情報である。</p> <p>総合評価の審査において、評価点が得られる具体的な手法や施工方法といった評価項目を明らかにすれば、当該評価項目に沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、今後行われる当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるものとする。</p> <p>このため、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められ、北海道情報公開条例第10条第1項第6号に該当するものとして、非開示とした。</p>

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第10条第1項第2号	条例第10条第1項第6号
1の (2)の ア～コ	技術提案書に記載されている提案仕切り枠毎の技術提案番号及び提案数	<p>この項目には、対象公文書1の(2)のア～コにおける「提案内容」のうち、各入札参加者がどれを提案書に記載したのか判明できる数値が記載されている。この項目を開示することにより、「提案内容」と同様、今回の入札にあたって、各入札参加者がどの技術分野に強みがあり、競争において優位性を持つといった企業ノウハウ等が流出することとなり、入札参加者が不利になるおそれがある。</p> <p>このため、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められ、北海道情報公開条例第10条第1項第2号に該当するものとして、非開示とした。</p> <p>なお、同項目中「1社ごとの提案数の合計」は、各「提案書番号」欄を合計したものであることから、非開示とした理由は「提案書番号」における非開示該当条項に含まれると考えており、不当な処分ではないと考える。</p>	(該当なし)

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第 10 条第 1 項第 2 号	条例第 10 条第 1 項第 6 号
1 の (2) の ア～コ	提案社数	(該当なし)	<p>この項目には、対象公文書 1 の(2)のア～コにおける「提案内容」を提案書に記載した入札参加者数が判明できる数値が記載されている。この項目を開示することにより、対象公文書 1 の(2)のア～コにおける「評価」と同様、道が評価する工法等、当該入札における詳細の評価の視点等が了知されることとなり、これに沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、今後行われる当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるものとする。</p> <p>このため、将来の同種の事務または事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められ、北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 6 号に該当するものとして、非開示とした。</p>
	備考欄	<p>この項目には、各入札参加者が対象公文書 1 の(2)のア～コにおける「提案内容」を実施する際に使用する具体的な製品名等が記載されている。この情報は、当該「提案内容」と同様、入札参加者の保有する生産技術上のノウハウ等に属するものであり、これを開示することによりノウハウ等が流出し、入札参加者が不利になるおそれがある。</p> <p>このため、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められ、北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、非開示とした。</p>	(該当なし)

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第 10 条第 1 項第 2 号	条例第 10 条第 1 項第 6 号
1 の (2) の サ～ツ	技術提案 (提案内容、施工範囲、期待される効果)	<p>総合評価落札方式における落札者の決定の際の公表については、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 9 条に規定されている「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」(平成 26 年 9 月 30 日閣議決定)で「発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること」等取扱に留意すると示されており、このことは、審査、契約が終わった後においても同様であり、技術提案書は企業の知的財産であり、入札に参加した各企業がそれぞれ、今まで蓄積してきた経験や知見、技術力を駆使して施工上の諸課題に関し具体的な施工方法を提案する事業者独自のノウハウにあたるものとする。</p> <p>このため、こうした情報を公にすると以後の同種の入札において、競合他社等が容易に当該内容を模倣した技術提案を行うことが可能となり、技術提案を行った入札参加者の競争上の地位を害するおそれがあるものとする。</p> <p>以上のことから当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められ、北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、非開示とした。</p>	(該当なし)

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第 10 条第 1 項第 2 号	条例第 10 条第 1 項第 6 号
1 の (2) の サ～ツ	技術提案（標準案）	<p>この項目は、設計図書や共通仕様書に示されている内容をそのまま転記することで足りるものではなく、各入札参加者が自ら有する生産技術上のノウハウ等を踏まえて記述する技術提案に対する標準的な工法がどのようなものか等について、各入札参加者が自らの知見やノウハウ等に基づき記述するものであり、技術提案の内容の一部を構成している。</p> <p>総合評価落札方式における落札者の決定の際の公表については、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 9 条に規定されている「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定）で「発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること」等取扱に留意すると示されており、このことは、審査、契約が終わった後においても同様であり、技術提案書は企業の知的財産であり、入札に参加した各企業がそれぞれ、今まで蓄積してきた経験や知見、技術力を駆使して施工上の諸課題に関し具体的な施工方法を提案する事業者独自のノウハウにあたるものとする。</p> <p>以上のことから当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められ、北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、非開示とした。</p>	(該当なし)

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第 10 条第 1 項第 2 号	条例第 10 条第 1 項第 6 号
1 の (2) の サ～ツ	採用／不採用	(該当なし)	<p>この項目は、提案内容の採否を記載するものであるが、これを開示することにより、どのような記述であれば道が加点評価を行うのか等、評価基準が類推できるものである。</p> <p>この項目を開示することにより、道が評価する工法等、当該入札における詳細の評価の視点等が了知されることとなり、これに沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、今後行われる当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるものとする。</p> <p>このため、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められ、北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 6 号に該当するものとして、非開示とした。</p>

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第 10 条第 1 項第 2 号	条例第 10 条第 1 項第 6 号
1 の (2) の サ～ツ	加算点、有効ポイント、 審査結果、提案書の評 価（ポイント）、評価し た提案数、提案係数、有 効ポイント（ポイント ×提案係数）、欄外上部 の記述（満ポイントの 表記）、欄外下部の記述 （提案係数、凡例）	（該当なし）	入札における公正性・透明性 の確保の観点から、道が実施し た総合評価一般競争入札にお ける技術評価点の合計は公表 しているが、この項目はその基 礎となる内訳や道が落札者を 決定する際に重視する点が類 推できる情報である。 この項目を開示することによ り、既に公表されている情報 と合わせ、道が評価する工法 等、当該入札における詳細の評 価の視点等、道の評価基準を類 推できることとなり、これに沿 った手法や施工方法に偏重し た提案がなされるなど、今後行 われる当該入札の適正な運用 に支障を及ぼすおそれがある ものとする。 このため、将来の同種の事務 又は事業の公正若しくは円滑 な実施を著しく困難にすると 認められ、北海道情報公開条例 第 10 条第 1 項第 6 号に該当す るものとして、非開示とした。
1 の (2) の テ、ト	技術提案（提案内容、実 施時期、期待される効 果）	対象公文書 1 の (2) のサ～ツ における「技術提案（提案内容、 施工範囲、期待される効果）」と 同理由により非開示とした。	（該当なし）
	採用／不採用	（該当なし）	対象公文書 1 の (2) のサ～ツ における「採用／不採用」と同 理由により非開示とした。
	加算点、審査結果、評価 した提案数、欄外下部 の記述（判定、凡例）	（該当なし）	対象公文書 1 の (2) のサ～ツ における「加算点、有効ポイン ト、審査結果、提案書の評価（ポ イント）、評価した提案数、提案 係数、有効ポイント（ポイント ×提案係数）、欄外上部の記述 （満ポイントの表記）、欄外下 部の記述（提案係数、凡例）」と 同理由により非開示とした。

対象 公文書	本件非開示部分	非開示該当条項に該当する理由	
		条例第 10 条第 1 項第 2 号	条例第 10 条第 1 項第 6 号
1 の (2) の ナ	得点表	(該当なし)	<p>得点表は、技術提案の評価項目ごとに、各入札参加者の獲得した得点を明示しているものであり、どの項目がどういった評価であったか等、道の実施する入札における落札者を決定するための評価基準や評価の視点を類推できるものである。</p> <p>総合評価の審査において、評価点が得られる具体的な手法や施工方法といった評価項目を明らかにすれば、当該評価項目に沿った手法や施工方法に偏重した提案がなされるなど、当該入札の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるものとする。</p> <p>このため、将来の同種の事務又は事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められ、北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 6 号に該当するものとして、非開示とした。</p>